

## 保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成31年4月9日

大阪税関長 高木 隆

記

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の外国貨物の搬出期限	許可失効年月日
味の素物流株式会社 東京都中央区新川1丁目17番24号	味の素物流株式会社 舞洲低温物流センター 大阪府大阪市此花区北港白津1丁目7番81号	廃業	—	平成31年3月31日